

朝ごはん運動に係る基本方針とガイドライン

基本方針	ガイドライン項目	ガイドラインの要旨
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">1 ごはんを中心とした食生活の改善</div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">(1) ごはんを中心とした食生活の推進に関する事項 (2) 家庭での食に対する理解の促進に関する事項 (3) 安全な食品を選択するために必要な正しい知識の習得の支援に関する事項</div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">(1) 日々多用な生活を送る中で、毎日の「食」の大切さ、特に「ごはん」の大切さを忘れがちであり、栄養の摂取その他の食習慣の面からも、安全性の確保の面からも「ごはん」を中心とした食生活を推進していきます。 (2) 生活の核となる家庭において食とのかかわりに関心を持ち、健康で安全な食生活を送るための力を養うため、大人と子どもが知識と情報を共有し、伝承されてきた食文化や安全で安心な農産物などの食に対する理解を深めていきます。 (3) 町民が進んで食品の安全、安心に関する正しい知識を習得して自ら安全対策を実施するため、学習、研修する場を設置し、支援していきます。</div>
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">2 早寝、早起き運動の推進</div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">(1) 規則正しい生活習慣の促進に関する事項 (2) 就寝及び起床の標準時間に関する事項</div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">(1) 子どもたちが、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性を育てていくためにも、規則正しい生活習慣を促進していきます。 (2) 早寝、早起きは、規則正しい生活習慣の基本となるばかりでなく、朝ごはんを食するための絶対条件です。各年齢層に応じた、就寝及び起床の標準時間を定め、早寝、早起きを推進していきます。</div>
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">3 安全及び安心な農産物の供給</div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">(1) 農薬等の適正な使用及び管理の徹底に関する事項 (2) 農産物の生産履歴の記帳に関する事項 (3) 食品表示の適正化の推進に関する事項 (4) 環境にやさしい安全及び安心な農産物の生産体制の強化に関する事項 (5) 食品の安全及び安心に係る消費者への情報提供に関する事項</div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">(1) 消費者のニーズに応えた安全で安心できる農産物の生産を推進していくため、関係機関・団体等による関係法令を遵守した農薬などの適正使用と管理指導を徹底していきます。 (2) 消費者に自信と責任を持って安全な農産物を供給していくため、消費者が安心して購入できる食品を食卓へ届けるという基本認識に立って、生産履歴の記帳及び開示への取組を推進します。 (3) 偽装表示や不明確な表示により消費者が不利益を被らないようにするため、食品衛生法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）等に基づき、適正かつ消費者にわかりやすい表示を推進していきます。 (4) 環境にやさしく安全で付加価値の高い生産を推進していくため、夏季涼涼な気象条件などの優位性を生かした減農薬などによる農産物の生産技術や生産体制の構築を図る。 (5) 消費者が安全な食品を安心して選択できるようにするため、情報を収集・整理し、適切で正確な情報を迅速に提供していきます。</div>
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">4 鶴田町において生産された農産物の当該地域内における消費（以下「地産地消」という。）の推進</div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">(1) 地産地消の推進体制の整備に関する事項 (2) 町民による鶴田町において生産された農産物（以下「地場産品」という。）の積極的使用に関する事項 (3) 地場産品を使用した学校給食の推進に関する事項 (4) 町長、関係機関及び関係団体が行う事業における、地場産品の積極的使用に関する事項</div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">(1) 地産地消を推進していくため、消費者が容易に地場産品を購入できる流通体制の確立を進めていきます。 (2) 町民自らが地産地消を推進していくよう、普及啓蒙活動に取り組んでいきます。 (3) 安全・安心な地場産品を使用した学校給食を推進するため、生産・流通体制の確立を推進していきます。 (4) 地産地消を推進するため、町、関係機関及び関係団体が行う各種事業においては、地場産品を積極的に使用します。</div>
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">5 食育推進の強化</div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">(1) 食に関する様々な体験及び体感による学習の推進に関する事項 (2) 教育関係者の食育学習の推進に関する事項 (3) 学校給食を通じた食育の推進に関する事項 (4) 国際交流による食育の推進に関する事項</div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">(1) 子どもたちに作る喜びや苦勞、食べる楽しさを頭と体で感じさせ、食を大切に思う心を育てていくため、家庭、幼稚園、保育所、学校及び地域社会が協力・連携して、いのちを守る安全で安心な食を生み出す農林水産業や地域に伝承されている食文化について体験・体感学習を進めていきます。 (2) 子どもたちに対する安全で安心な食に関する指導力の向上や、子どもたちの食生活の改善指導などに役立てていくため、教師や学校栄養職員など学校教育関係者が食についての学習を通じて自己啓発を図っていきます。 (3) 子どもの食に関する理解の促進を図るため、町又は学校の特色を生かした学校給食を推進します。 (4) 食育の推進に資するため、姉妹都市等との国際交流を通じて、海外における食品の安全性、栄養、食習慣その他の食生活に関する情報収集を推進します。</div>
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">6 米文化の継承</div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">(1) 米の生産者と消費者との交流の促進に関する事項 (2) 伝統的な米文化の継承の推進に関する事項</div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">(1) 町民ニーズや生産方式などについて、相互理解・共通認識を深めていくため、消費者と生産者がお互いの情報を共有してお互いの顔が見える関係をつくり上げ、消費と生産との距離を縮めていきます。 (2) 伝統的な行事と結びついた食文化、地域における食文化等伝統的な食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を行います。</div>